

II 個別計画

産業・雇用分野

| 青函圏交流・連携ビジョン | |
|--|-------------------------------|
| 企画政策部 交通政策課 | 期間：2011～2020年度 (2011年7月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 青森県及び北海道南圏（渡島、檜山地域）からなる「青函圏」が交流拡大と連携強化を図ることによって、一体的な経済文化圏の形成をめざすための指針 ○ 行政はもとより、圏域住民、NPOを含めた各種団体、企業等の多様な主体による積極的な参加と協力により、今後の圏域の発展をめざしていくための目標と基本的な考え方や取組の方向性を示すもの ○ めざす姿として、「地域の強みを活かした活力ある青函圏の形成」及び「地域の特性を活かした豊かな青函圏の形成」を明示 ○ 当面の重点分野として、「『食』を通じた青函圏の魅力づくり」及び「『観光』を通じた青函圏の魅力づくり」を明示 | |

| 「青森の縄文遺跡群」活用推進ビジョン | |
|--|-------------------------------|
| 企画政策部 世界文化遺産登録推進室 | 期間：2020～2030年度 (2020年3月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 「青森の縄文遺跡群」の世界遺産登録による効果を、地域づくり、人づくり、観光など幅広い分野で最大限活用するため、行政と民間が一体となって、各々の役割のもと連携・協力しながら取り組むための活動指針 ○ 将来像と基本方針 2030年における将来像の実現をめざし、3本の基本方針を柱として、8つの分野（保存管理、景観形成、受入態勢整備、人づくり、誘客・集客、生業づくり、情報発信、多種多様な連携）において、行政、地域住民、関係団体等が短期（2021年前後）、中長期（2030年まで）の視点で実施する取組の方向性を明示 【将来像】 みんなが集う憩いの場。世界に誇る「J OMON」遺跡群。 【基本方針】 1 『未来へつなぐ、縄文遺跡群』遺跡が映えるまちの魅力づくり 2 『おもてなしあふれる、縄文遺跡群』遺跡を核とした活力ある地域づくり 3 『世界から選ばれる、縄文遺跡群』価値・魅力の発信と多様な連携の仕組みづくり | |

| あおり農工商連携推進プラン | |
|--|----------------------------|
| 商工労働部 地域産業課 | 2017～2021年度 (2017年2月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 「あおり農工ベストミックス新産業創出構想」に基づき、農工商の連携・融合等による産業振興を推進するため、重点的に取り組むべき分野や、その方向性等を定めたアクションプラン ○ 分野別の基本的な考え方に基づくとともに、各分野を相互に関連付け・融合を図りながら、地域の中企業等の連携を推進するもの ○ 重点分野 <ul style="list-style-type: none"> 1 バイオマス 2 植物工場 3 農業機器等 4 農工商連携による商品・サービスの4分野 | |

| あおり企業立地戦略 | |
|---|-----------------------------------|
| 商工労働部 産業立地推進課 | 期間：2018～2022 年度 (2018 年 2 月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県の企業立地の目指すべき姿とその実現に向けた企業立地施策の方向性及び具体的な取組を示すもので、全庁を挙げて積極的かつ効果的な「攻めの誘致活動」を展開するための指針 ○ 本県の企業立地における 10 年後の目指すべき姿を、外貨獲得（稼ぐ力）や域内循環（回す力）の促進、持続的に発展する産業構造の構築とし、ターゲット産業に対する戦略的企業誘致活動の展開や既立地企業への支援強化等による立地促進、産業を支える人材の育成・確保を柱とする取組を推進する | |

| 青森ライフィノベーション戦略【2021-2025】 | |
|---|-----------------------------------|
| 商工労働部 新産業創造課 | 期間：2021～2025 年度 (2021 年 3 月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県の優位性を最大限に活かしたライフ（医療・健康・福祉）関連産業の振興を図るため、重点的に取り組む分野やそのアクションプランなどを定めた基本方針 ○ 基本的目標 <ul style="list-style-type: none"> 1 県民の「生活の質（QOL）」・「幸福度（GNH）」の向上 2 基幹産業化 3 新規ビジネス創出 4 ブランド確立（青森県のライフ分野におけるブランドイメージの確立・普及） ○ 戦略の実現に向けた重点分野（アクションプラン） <ul style="list-style-type: none"> 1 医療・福祉現場とものづくり企業の連携推進 2 健康寿命延伸につながるサービスの創出 3 青森発機能性素材活用食品・化粧品産業の振興 | |

| 第 10 次青森県職業能力開発計画 | |
|---|-----------------------------------|
| 商工労働部 労政・能力開発課 | 期間：2016～2020 年度 (2016 年 9 月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 職業能力開発促進法第 7 条の規定に基づき、都道府県が定める職業能力の開発に関する基本となるべき計画 ○ 実施目標 <ul style="list-style-type: none"> 1 地域・産業ニーズを的確に捉えた職業能力開発の推進 2 地域の活力創出に向けた新たな担い手の育成 3 技能の振興・継承の促進 | |

| 「攻めの農林水産業」推進基本方針 | |
|---|-------------------------------|
| 農林水産部 農林水産政策課 | 期間：2019～2023年度 (2019年2月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県農林水産業の総合的、体系的な振興策であり、生産者や事業者等の収益力アップを目指した政策及び施策の基本的な方向性を定めた基本方針 ○ 「消費者起点」に立ち、「水」、「土」、「人」の3つの基盤のもとに、安全・安心で高品質な県産品づくりを徹底しながら、国内外に売り込むという「攻めの農林水産業」の基本的理念のもとで、「農林水産業の収益力強化」と「共助・共存の農山漁村づくり」につながる施策を展開するもの | |

| あおり農山漁村地域経営推進プログラム | |
|--|-------------|
| 農林水産部 農林水産政策課 | (2012年3月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 集落などの「地域」を一つの会社と見立てて経営していくという「地域経営」の考え方に立ち、地域の核となる人財の育成・確保に取り組み、他産業と連携しながら、農山漁村の持つ地域資源を高度に生かす経営活動を展開し、地域の経済・社会を支える仕組みづくりを推進するもの ○ おおむね10年後(2021年度)を目標年とし、300地域経営体を育成し、「地域経営」の確立を目指すもの | |

| 青森県総合販売戦略第4ステージ | |
|--|-------------------------------|
| 農林水産部 総合販売戦略課 | 期間：2019～2023年度 (2019年3月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 「攻めの農林水産業」の推進に当たり、生産者・流通関係者・消費者の信頼関係を深める販売活動の強化を図るため、ブランド産品づくりや情報発信など、施策の基本的な方向を明らかにしたもの ○ 戦略すべてに係る「基本戦略」のほか、これを具体的に実践するものとして「商品づくり」「流通」「情報」「地産地消」の4つの分野別戦略から構成 | |

| 「あおりの旨い米」活性化推進計画 | |
|---|-------------------------------|
| 農林水産部 農産園芸課 | 期間：2019～2023年度 (2019年3月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 「攻めの農林水産業」推進基本方針の具体的な行動計画であり、今後の本県の米づくりの進むべき方向を明らかにし、これに基づく運動を展開するために策定したもの ○ 基本方向 <ol style="list-style-type: none"> 1 県産米をけん引する「青天の霹靂」のブランド力の強化 2 市場ニーズに対応した米づくりの推進 3 労働力不足に対応した生産技術の導入促進 4 飼料用米等による水田の有効活用 | |

| 青森県花き振興方策 | |
|--|-----------------------------------|
| 農林水産部 農産園芸課 | 期間：2019～2023 年度 (2019 年 3 月策定) |
| <p>○ 県内全域で生産されているトルコギキョウ、キクの 2 品目を重要品目に、特定の地域で生産されているアルストロメリア、カンパニュラ、ヒマワリ、デルフィニウム、ケイオウザクラの 5 品目を地域振興品目に位置付け、生産振興を図るために策定したもの</p> | |

| あおりながいも産地力強化戦略 | |
|---|-----------------------------------|
| 農林水産部 農産園芸課 | 期間：2017～2026 年度 (2017 年 3 月策定) |
| <p>○ 本県がながいも生産量日本一の座を奪還し、それを維持していくための生産・販売・流通面にわたる総合的な戦略</p> <p>○ 生産者や関係者が一体となって産地力強化に取り組み、安全・安心で食味が良く粘りがあるながいもを生産し、出荷量を確保していくことにより、消費者の期待に応えることができる産地を目指す</p> <p>○ 戦略の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・革新技術の開発や省力技術の導入による生産力の向上 ・ながいもプロフェッショナル養成所の開設による担い手の育成・確保 ・効率的な流通体制の整備や年間を通じた需要の確保による流通・販売力の強化 | |

| 青森県果樹農業振興計画 | |
|---|-----------------------------------|
| 農林水産部 りんご果樹課 | 期間：2021～2030 年度 (2021 年 3 月策定) |
| <p>○ 果樹農業振興特別措置法第 2 条の 3 の規定に基づき、本県果樹農業の振興を図るために取り組む内容を総括的かつ体系的に示した基本方針</p> <p>○ 生産基盤強化・市場拡大のための対策の推進方針や 2030 年度の栽培面積・生産の目標、経営の指標を掲げ、関係機関の連携・協力の下、果樹農業の持続的発展と成長産業化に向けた取組を計画的かつ一体的に進めていくもの</p> | |

| 青森県における獣医療を提供する体制の整備を図るための基本計画 | |
|---|--|
| 農林水産部 畜産課 | 期間：2021～2030 年度 (1995 年 3 月策定、2021 年改定) |
| <p>○ 獣医療法第 11 条の規定に基づく、本県の獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針</p> <p>○ 社会的ニーズに対応した獣医療を提供できる獣医師の確保、偏在等により今後不足が予測されている分野の獣医師の確保、良質かつ適切な獣医療を提供していくための獣医師と獣医療に携わる関係者との連携・協力の推進等についての指針を示すもの</p> | |

| 青森県酪農・肉用牛生産近代化計画 | |
|--|-----------------------------------|
| 農林水産部 畜産課 | 期間：2021～2030 年度 (2021 年 3 月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第 2 条の 3 の規定に基づき、2030 年度を目標とした本県の酪農及び肉用牛生産の近代化を計画的に推進するための基本方針 ○ 「海外市場も含めた需要に応えるための生産基盤強化」及び「次世代に継承できる持続的な生産基盤の創造」の視点から、取組を展開 | |

| 青森県獣医師職員確保プラン | |
|---|------------------------------------|
| 農林水産部 畜産課 | 期間：2021～2030 年度 (2021 年度 1 月改定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県における食産業の安全を守る県獣医師職員を将来にわたり安定的に確保するための基本方針 ○ 獣医師を育てる環境を整えるため、修学資金の給付、北里大学との連携強化等のほか、魅力ある環境を整えるため、各種研修会の実施等によるスキルアップ支援体制の整備、勤務条件の検討等の取組を展開 | |

| 青森県養豚・養鶏振興プラン | |
|---|-----------------------------------|
| 農林水産部 畜産課 | 期間：2012～2021 年度 (2013 年 3 月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県における養豚・養鶏を総合的に振興するための基本方針 ○ 2021 年度における生産目標（飼育頭数・産出額）を定め、これを達成するための振興方向のほか、県産畜産物の認知度を向上させるため、県内の特色ある取組事例などを示したもの | |

| 青森県林業労働力の確保の促進に関する基本計画 | |
|---|-----------------------------------|
| 農林水産部 林政課 | 期間：2017～2022 年度 (2017 年 8 月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林整備の担い手である林業就業者の減少、高齢化が進行する中、林業労働力の確保及び支援措置の基本方向を明らかにするため「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき策定したもの ○ 近年の林業労働力を取り巻く環境変化を踏まえ、「就業前の取組」「終業後の取組」「定着に向けた取組」の 3 つのステージに区分し、新規就業者の確保から育成、定着までを体系的に取り組みむとともに、イメージアップ対策等、総合的に推進 | |

| あおり水土里づくり推進プラン (青森県農業農村整備中期推進方針) | |
|--|-----------------------------------|
| 農林水産部 農村整備課 | 期間：2019～2023 年度 (2019 年 3 月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地、農業用排水路などの農業生産基盤を整備し、適切に維持管理することにより、安定的な食料の生産・供給のみならず、自然環境や県土の保全、美しい農村景観の形成などに貢献してきた農業農村整備について、今後の、本県の農業・農村の持続的な発展に向けた農業農村整備の展開方向を定めたもの ○ 「豊かで持続可能な農業・農村の実現」を目指し、「豊かで力強い農業により攻める」、「農業・農村の安全・安心を守る」、「魅力的で活力ある農村をつくる」を柱に施策を展開 | |

| 青森県水産動物の種苗の生産及び放流並びに 水産動物の育成に関する基本計画 | |
|--|-----------------------------------|
| 農林水産部水産局 水産振興課 | 期間：2015～2021 年度 (2015 年 3 月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 水産動物の種苗を大量に生産、放流し、経済性、増殖効果等を考慮した適切な大きさまで育成することにより対象種の資源水準を維持、増大させ、合理的に漁獲する栽培漁業を計画的かつ効果的に推進するための基本方針 ○ 種苗生産及び放流並びに育成を推進する水産動物の種類、放流数量の目標値などを示すもの | |

| 青森県サケ漁業振興プラン | |
|--|-----------------|
| 農林水産部水産局 水産振興課 | (2018 年 10 月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 持続的なサケ漁業の振興に向けて、安定したふ化放流事業を実施するため、回帰率向上に向けた取組やふ化放流の実施体制、10年後の目標値などを定めたもの | |

| 青森県ロジスティクス戦略 2nd ステージ | |
|---|-----------------------------------|
| 県土整備部 港湾空港課 | 期間：2019～2023 年度 (2019 年 3 月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 時間、距離、コスト、情報の壁を乗り越えて、需要（消費市場）と供給（生産市場）が円滑につながる環境づくりが不可欠。 ○ また、トラックドライバー不足や物流業界における業務効率化の動きなど、ロジスティクスをめぐる環境は大きな転換期。 ○ これらに対応するため、ロジスティクス基盤（円滑な商流環境や最適な物流環境）を中長期的な視野の下に育成・整備し、国内・世界との経済交流の拡大をめざす。 ○ 戦略の将来像 <ul style="list-style-type: none"> 【拠点像 1】 アグリビジネスを支えるロジスティクス拠点 【拠点像 2】 国際的な物流動脈と直結したグローバル志向のロジスティクス拠点 【拠点像 3】 食糧・資源・エネルギーに関するロジスティクス拠点 | |

| 青森の港湾ビジョン「青い海と港から明日へ、世界へ」 | |
|--|------------------------------------|
| 県土整備部 港湾空港課 | 期間：2006年度からおおむね30年間 (2006年4月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 将来（おおむね30年後）の港湾の果たすべき役割や方向性を示すもの ○ 地域産業や経済活動の活性化及び市民生活の利便性と生活環境の向上に資することが目的 ○ 青森県内に所在する港湾のうち、むつ小川原港と関根浜港を除く、重要港湾2港・地方港湾11港の計13港を対象 | |

| 第二次青森空港活性化ビジョン | |
|--|-------------------------------|
| 県土整備部 港湾空港課 | 期間：2018～2022年度 (2018年3月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 青森空港を取り巻く事業環境が変化中、青森空港関係者が目的意識を共有し、連携を強化することにより、真に魅力ある空港に発展するための指針 ○ 青森空港に関連する既存の施策及び取組を集約して取りまとめるとともに、5年間で想定される施策・取組について策定したもの | |

| 青森県観光戦略 | |
|---|-------------------------------|
| 観光国際戦略局 観光企画課 | 期間：2019～2023年度 (2019年3月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 「未来へのあおもり観光戦略セカンドステージ」の後継となる戦略であり、「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」の基本的な方向性を踏まえ、民間が主役となるとともに、県民、民間、行政のそれぞれが適切な役割分担のもとで連携・協働して取り組むための指針として、「青森県観光国際戦略推進本部」が策定。 ○ 観光を取り巻く状況や本県観光の現状と課題を踏まえ、概ね10年後のめざす姿とその実現に向けた方向性を共有し、幅広い分野での連携・協働を推進していくことにより、旅の目的地として世界から「選ばれる青森」となることをめざす。 | |

| 青森県輸出・海外ビジネス戦略 | |
|---|-------------------------------|
| 観光国際戦略局 国際経済課 | 期間：2019～2023年度 (2019年3月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産品の生産者・事業者、県内中小企業等の輸出促進・機運醸成により、輸出額全体の底上げと輸出にチャレンジする県内中小企業等の増加を図るとともに、輸出以外の新たな海外ビジネスに取り組む県内中小企業等の増加を図るもの。 ○ グローバル市場で次の3つを実現し、青森ブランドを確立することで、様々なチャネルを通して継続的に利益を生む状態をめざす。 <ul style="list-style-type: none"> ・ Made in AOMORI 青森県産品が世界で愛され、価値が定着していること ・ Made by AOMORI 青森で生まれた資源や技術、仕組が世界に貢献していること ・ Made with AOMORI 世界の中で青森県と一緒に進めるパートナーシップの取組が増えること | |

| 青森県エネルギー産業振興戦略 | |
|--|---|
| エネルギー総合対策局 エネルギー開発振興課 | 期間：2016～2030 年度 (2016 年 3 月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災以降のエネルギーを取り巻く環境変化や国のエネルギー政策、本県におけるエネルギー産業の現状と課題を踏まえ、「持続可能な低炭素社会づくり」と「エネルギーポテンシャルを活かした産業振興」を推進するために策定 ○ 「トリプル 50 (フィフティ)」(2030 年度にエネルギー自給率 50%、エネルギー利用効率 50%、化石燃料依存率 50%を達成) の考え方に沿って、本県のエネルギー構造の将来ビジョンを定めるとともに、新たな視点からエネルギー産業の振興方向と、太陽光や風力、地熱・地中熱や水素など、11 の主要なエネルギー分野ごとに重点的に取り組むべきプロジェクトを提示 ○ 再生可能エネルギーや熱エネルギーを効果的に活用し、「エネルギーの地産地消」「自立分散型エネルギーシステム」を普及させることによって、「人材」「資金」等が地域の中で循環し、地域の産業振興や雇用創出の原動力となる地域社会をめざす | |

| 新むつ小川原開発基本計画 －世界に貢献する新たな「科学技術創造圏」の形成を目指して－ | |
|--|--|
| エネルギー総合対策局 エネルギー開発振興課 | 期間：2007 年度～2020 年代 (2007 年 5 月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ むつ小川原開発を進めるに当たっての基本的な方向性を示すもので、2020 年代までの基本的指針として取りまとめたもの ○ 環境、エネルギー及び科学技術の分野における研究開発機能の展開と成長産業等の立地展開などによる、世界に貢献する新たな「科学技術創造圏」の形成を目指すもの | |

安全・安心、健康分野

| 青森県地域公共交通網形成計画 | |
|---|-------------------------------|
| 企画政策部 交通政策課 | 期間：2016～2022年度 (2016年3月策定) |
| <p>○ 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定計画であり、地域において望ましい公共交通網のすがたを明らかにするマスタープランとしての役割を果たすもの</p> <p>○ 「青森県民の暮らしの足を支える広域の公共交通ネットワークを構築する。」「広域的な移動を確保する有機的な連携のしくみを構築する。」「交通事業環境変化の中でも持続可能な公共交通の基盤を構築する。」の三つの考え方を基本的な方針とし、路線バスを中心とした公共交通の在り方や具体的な取組、行政と交通事業者の役割等を定めている</p> <p>○ バス事業者や市町村と連携しながら、鉄道、バス、乗合タクシー等の地域の状況に応じた交通モードの組合せやバス路線の再編等により、将来にわたり持続可能な交通ネットワークの構築に向けた検討等に取組み、県民生活に欠かせない移動のための足を確保する</p> | |

| あおもりユニバーサルデザイン推進基本指針 | |
|---|-------------|
| 環境生活部 県民生活文化課 | (2003年3月策定) |
| <p>○ 「ひとりひとりが、住み、働き、遊ぶといった社会生活を普通におくことができ、社会においてそれぞれの役割を果たすことができるような社会、ユニバーサル社会の実現」が基本理念</p> <p>具体的な取組内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全で、ひとひとがふれあえる「まち」が文化を拓くあおもり 2 創意にみち、工夫された「もの」が豊かにいきわたるあおもり 3 ひとりひとりに「情報」が等しく、的確に伝わるあおもり 4 ひとりひとりを大切にする「サービス」が行き届いたあおもり 5 ひとりひとりの「こころ」が豊かでやさしいあおもり | |

| 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画（第5次） | |
|--|-------------------------------|
| 環境生活部 県民生活文化課 | 期間：2019～2023年度 (2019年3月策定) |
| <p>○ 犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する具体的な施策を総合的かつ計画的に展開するため、青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例第8条に基づき次の事項を定めたもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全・安心まちづくりの推進に関する目標 2 安全・安心まちづくりの推進に関する施策の方向 3 その他安全・安心まちづくりの推進に関する重要な事項 | |

| 第10次青森県交通安全計画 | |
|--|-------------------------------|
| 環境生活部 県民生活文化課 | 期間：2016～2020年度 (2016年9月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、交通安全対策基本法第25条第1項の規定に基づき次の事項をまとめたもの <ul style="list-style-type: none"> 1 計画の基本理念 2 道路交通の安全 3 鉄道交通の安全 4 踏切道における交通の安全 ○ 第10次青森県交通安全計画における数値目標 2020年までに、年間の交通事故24時間死者数を38人以下とするとともに、死傷者数を4,200人以下とすることを旨とする | |

| 第3次青森県消費生活基本計画 | |
|--|-------------------------------|
| 環境生活部 県民生活文化課 | 期間：2017～2021年度 (2017年1月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費生活に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、青森県消費生活条例第8条の規定に基づき次の事項を定めたもの <ul style="list-style-type: none"> 1 消費生活に関する施策の大綱に関する事項 2 消費生活に関する施策の実施についての総合調整に関する事項 3 消費生活に関する苦情及び相談を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備に関する事項 4 その他消費生活に関する施策の推進に関する重要な事項 ○ 消費者教育の推進に関する法律第10条の規定に基づく、都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画の性格を併せ持つもの | |

| 青森県犯罪被害者等支援推進計画 | |
|---|-------------------------------|
| 環境生活部 県民生活文化課 | 期間：2021～2025年度 (2021年3月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、青森県犯罪被害者等支援条例第9条に基づき次の事項を定めたもの <ul style="list-style-type: none"> 1 犯罪被害者等支援に関する施策の方向 2 その他犯罪被害者等支援に関する施策の推進のために必要な事項 | |

| 青森県地域福祉支援計画（第3次） | |
|--|-------------------------------|
| 健康福祉部 健康福祉政策課 | 期間：2021～2025年度 (2021年3月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉法第108条の規定に基づき、市町村の「地域福祉計画」の推進を支援するために都道府県が定めるもの ○ 地域福祉の推進は、主に市町村が主体となってその推進を図ることとなっており、この計画は本県における地域福祉に係る施策を計画的かつ総合的に推進していく基本的方針を示すもの ○ 住民に最も身近な自治体である市町村や地域を構成する住民、様々な団体等が協働してそれぞれの役割を果たしていくことができるよう、県が広域的な観点から支援していく方向性とその方策を定めるもの | |

| 青森県における保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進方策（指針） | |
|---|-----------------------|
| 健康福祉部 健康福祉政策課 | (1999年3月策定、2014年3月改定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 青森県における保健・医療・福祉の連携を推進するための基本方針 ○ 県が推進する包括ケアシステムと国が行う様々な包括的支援制度との関係を整理 ○ 青森県の目指す保健・医療・福祉包括ケアシステムは、全てのライフステージを対象とし、支援を要する住民に包括的な保健・医療・福祉サービスを提供するとともに、予防の視点を持って地域全体の健康づくりや介護予防等につなげ、住民を要援護状態にしないことに取り組んでいくものである | |

| 第三期青森県がん対策推進計画 | |
|--|-------------------------------|
| 健康福祉部 がん・生活習慣病対策課 | 期間：2018～2023年度 (2018年3月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ がん対策基本法第12条第1項の規定に基づき、本県のがん対策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方向を定めたもの ○ 県民、医療関係者、行政等の各主体が、それぞれの役割に応じて主体的にがん対策に取り組むための基本指針 ○ 「がん患者を含めた県民の視点」に立ち、「科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実」、「患者本位のがん医療の実現」及び「尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築」を全体目標に、がん対策の推進を図るもの | |

| 青森県健康増進計画「健康あおもり21（第2次）」 | |
|---|---|
| 健康福祉部 がん・生活習慣病対策課 | 期間：2013～2023年度 (2013年3月策定、2019年4月改定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康増進法第8条第1項の規定に基づく県民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画 ○ 子どもの頃からよりよい生活習慣を身に付け、また、疾病にかかっても重症化予防することで、県民一人ひとりが、健やかな生命と心を育み、豊かな暮らしを送ることができる活力ある長寿県の実現をめざすもの | |

| 青森県肝炎総合対策 | |
|--|-------------------------------|
| 健康福祉部 がん・生活習慣病対策課 | 期間：2018～2023年度 (2018年3月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 肝炎対策基本法及び国の「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」の趣旨を踏まえ、県が取り組むべき施策を示すもの ○ B型肝炎及びC型肝炎は適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進行するおそれがある。このため、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組むとともに、関係者が連携して対策を進めることが重要であることを基本的な方向として、必要な施策を実施していくもの | |

| 青森県保健医療計画 | |
|--|-----------------------------------|
| 健康福祉部 医療薬務課 | 期間：2018～2023 年度 (2018 年 3 月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく本県の保健医療に関する基本計画 ○ 県民、保健・医療機関、関係団体、市町村等の参画と協働のもと、それぞれの役割に応じて主体的に保健・医療分野の取組を進めるための基本指針 ○ 限られた医療資源を有効に活用し、効率的で質の高い医療を実現できる体制を各地域に構築するとともに、患者や地域住民が必要とする医療情報を分かりやすく伝えることをねらいとし、本県における保健・医療提供体制のあるべき姿を示すもの ○ 2020 年度から「青森県医師確保計画」及び「青森県外来医療計画」を追加 | |

| 青森県地域医療構想 | |
|---|-----------------------------------|
| 健康福祉部 医療薬務課 | 期間：2016～2025 年度 (2016 年 3 月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療法第 30 条の 4 第 2 項の規定に基づき、青森県保健医療計画の一部として策定したもの ○ 地域の医療需要の将来推計や医療機関から報告された情報等を活用して、構想区域ごとに、各医療機能の将来の必要量を含む地域の医療提供体制の将来の目指す姿を示すもの ○ 本県の地域医療構想の特徴としては、構想を実現するための施策として、構想区域ごとに自治体病院等の機能分化・連携の方向性を盛り込んでいる | |

| 「良医」を育むグランドデザイン | |
|--|-----------------|
| 健康福祉部 医療薬務課 | (2005 年 11 月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 良医を育む地域づくりを目指し、中長期的・総合的な医師確保の戦略を定めたもの ○ 取組戦略 <ol style="list-style-type: none"> 1 「優れた医育環境を整える」 医師が、職業生活全体にわたって医学・医術の勉強をできるよう学ぶ環境を整える 2 「意欲が湧く環境を整える」 医師の勤務環境を改善し、生き生きと働くことができるよう、働く意欲が湧く環境を整える 3 「仕組みを整える」 戦略 1・2 がうまく機能するよう、自治体病院の機能を再編成し、大学・市町村・県がそれぞれの役割を果たしつつ、連携と支援のネットワークを整える | |

| 青森県動物愛護管理推進計画 | |
|---|--------------------------------------|
| 健康福祉部 保健衛生課 | 2014～2023年度 (2008年3月策定・2014年3月改正) |
| ○ 動物の適正飼養及び動物愛護の思想の普及啓発を図るために、青森県における動物愛護管理行政の目指すべき目標、その手段及び体系的実施方法等を明らかにしたもの | |
| ○ 目標値 | |
| 1 2023年度の犬の引取頭数 2012年度比70%減 | |
| 2 2023年度の猫の引取頭数 2012年度比75%減 | |
| 3 2023年度の犬の致死処分頭数 2012年度比60%減 | |
| 4 2023年度の猫の致死処分頭数 2012年度比70%減 | |

| 青森県感染症予防計画 | |
|---|----------------------------|
| 健康福祉部 保健衛生課 | (2000年12月策定、 2018年3月改正) |
| ○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基本指針に即して、本県における感染症の予防のための施策の実施について定めたもの | |
| ○ 本県の感染症対策の実施に当たっては、本計画に基づき具体的な施策を講ずる | |
| ○ 本計画の個別実施計画として、青森県結核対策推進計画を定めている | |

| 青森県福祉・介護人材確保定着グランドデザイン | |
|--|-------------|
| 健康福祉部 高齢福祉保険課 | (2016年3月策定) |
| ○ 高齢者・児童・障害者の各福祉分野の計画で掲げる「人材の確保・育成」について、関係主体が一体となって、具体的に取り組むための基本方針を定めるもの | |
| ○ 福祉・介護サービス事業所において「より魅力ある職場づくり」を進め、やりがいと誇りを持って働ける良質な雇用の場の増加と福祉・介護サービスの安定的な提供を進める | |
| ○ 推進戦略は、「1 参入促進」、「2 労働環境・処遇の改善による定着促進」、「3 資質の向上」 | |

| あおり高齢者すこやか自立プラン2021 (青森県老人福祉計画、青森県介護保険事業支援計画) | |
|---|-------------------------------|
| 健康福祉部 高齢福祉保険課 | 期間：2021～2023年度 (2021年3月策定) |
| ○ 老人福祉法第20条の9第1項の規定に基づき都道府県が定める「都道府県老人福祉計画」、介護保険法第118条第1項の規定に基づき都道府県が定める「都道府県介護保険事業支援計画」並びに介護保険法第118条第2項第2号及び第3号の規定に基づき都道府県が定める「介護給付適正化計画」を一体的に策定したもの | |
| ○ 高齢者が生きがいを持ち、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを目指すもの | |

| 青森県医療費適正化計画（第三期） | |
|--|-----------------------------------|
| 健康福祉部 高齢福祉保険課 | 期間：2018～2023 年度 (2018 年 3 月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の医療の確保に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき、本県の医療費適正化を推進するため策定したもの ○ 県民の健康の保持の推進と医療の効率的な提供の推進を図ることにより、その結果として医療費の適正化を目指すもの | |

| 青森県国民健康保険運営方針 | |
|--|---|
| 健康福祉部 高齢福祉保険課 | 期間：2018～2023 年度 (2017 年 12 月策定、2021 年 2 月改定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民健康保険法第 82 条の 2 の規定に基づき、県と市町村が一体となり、保険者としての事務を互いに共通認識のもとで実施するとともに、国民健康保険の安定的な財政運営及び国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図ることを目的に策定したもの ○ 主な記載事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 国民健康保険の医療に要する費用の見通しと財政の状況 (2) 国民健康保険事業費納付金及び保険料の標準的な算定方法に関する事項 (3) 市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項 (4) 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項 (5) 医療費適正化の取組に関する事項 (6) 市町村の国民健康保険事業の効率化に関する事項 (7) 保健・医療・介護・福祉・その他の関連施策との連携に関する事項 | |

| 青森県次世代育成支援行動計画 「のびのびあおもり子育てプラン」（後期計画） | |
|---|-----------------------------------|
| 健康福祉部 こどもみらい課 | 期間：2020～2024 年度 (2020 年 3 月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 次世代育成支援対策推進法第 9 条第 1 項の規定に基づき、本県の全ての子育て家庭を対象に、次世代育成支援施策の方向性や目標を総合的に定めたもの ○ 子ども・子育て支援法第 62 条に基づき、教育・保育等の提供体制の確保等の実施に関する計画を定めた「青森県子ども・子育て支援事業支援計画」、母子保健対策の充実等に係る取組を定めた「青森県母子保健計画」、社会的養育の推進に向けた取組等を定めた「青森県社会的養育推進計画」と一体的に策定したもの ○ 子どもとともに、親とともに、地域とともに育ち合い、一人ひとりが安心と幸せを実感し、結婚・妊娠・出産・子育てに希望と喜びを持てるふるさと青森県をめざすもの | |

| 第 4 次青森県 DV 防止・被害者支援計画 | |
|---|-----------------------------------|
| 健康福祉部 こどもみらい課 | 期間：2019～2023 年度 (2019 年 3 月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき、DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止と被害者の保護及び自立支援に関して県が実施する施策について定めたもの | |

| 第2次青森県子どもの貧困対策推進計画 | |
|---|-------------------------------|
| 健康福祉部 こどもみらい課 | 期間：2021～2025年度 (2021年3月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条の規定に基づき、本県の子どもの貧困対策の推進に係る施策の方向性を定めたもの ○ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づき、本県のひとり親家庭等に対する就業・自立に向けた総合的な支援施策の方向性を定めたもの ○ 「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」、「新型コロナウイルス感染症等の影響への支援」の5つの重点項目を基本方針として施策を体系化 | |

| 第3次青森県障害者計画 | |
|---|---|
| 健康福祉部 障害福祉課 | 期間：2013～2022年度 (2013年3月策定、2019年3月改定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者基本法第11条第2項の規定に基づき、本県における障害者施策の推進方向を定めたもの ○ 本県における障害者のための福祉施策を推進していくための指針として、障害者施策の推進方向を総合的、体系的に整理 ○ 「インクルーシブ社会」の理念を踏まえ、すべての県民が等しく人権を尊重され、障害のある人もない人も共に支え合う中で、その人らしく自立して、安心した生活を送ることができる共生社会の実現を目指すもの | |

| 青森県障害福祉サービス実施計画（第6期計画） | |
|---|-------------------------------|
| 健康福祉部 障害福祉課 | 期間：2021～2023年度 (2021年3月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づく「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の22第1項の規定に基づく「都道府県障害児福祉計画」として「第3次青森県障害者計画」の「生活支援の充実」に掲げられている障害福祉サービス等に関して、2021～2023年度までの3年間の実施計画として策定したもの ○ 「第3次青森県障害者計画」の基本理念を踏まえ、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、本県における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の計画的な確保を図ることを目的とするもの | |

| いのち支える青森県自殺対策計画 | |
|---|-------------------------------|
| 健康福祉部 障害福祉課 | 期間：2018～2023年度 (2018年3月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺対策基本法第13条第1項の規定に基づく県の自殺対策についての計画 ○ 保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、自殺対策を「生きることの包括的支援」として推進するための基本的な方向性を定めるもの | |

| 青森県アルコール健康障害対策推進計画 | |
|---|-----------------------------------|
| 健康福祉部 障害福祉課 | 期間：2019～2023 年度 (2019 年 3 月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ アルコール健康障害対策基本法第 14 条第 1 項の規定に基づく県のアルコール健康障害対策に関する計画 ○ アルコール健康障害の発生、進行、再発の防止、またアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図ることにより、県民の健康を守り、安心して暮らすことのできる地域の実現に向けて、本県におけるアルコール健康障害対策を総合的に推進するための施策を定めるもの | |

| 青森県食の安全・安心対策総合指針 | |
|--|--|
| 農林水産部 食の安全・安心推進課 | 期間：2018～2022 年度 (2003 年 6 月策定、2018 年 2 月改定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 青森県の基幹産業である農林水産業から生み出された農林水産物及びその加工品の生産から消費までの各段階における食の安全・安心を確保する対策に取り組むための指針 ○ 生産者・生産者団体、食品関係事業者、消費者・消費者団体、国や県等の行政機関など県民一人ひとりが食の安全・安心を確保していくために、以下の基本方針を定め、連携・協力して取り組んでいく内容を示すもの <ul style="list-style-type: none"> 1 生産者は消費者の視点に立って県産食品を生産し提供していきます 2 食品関係事業者は食品の衛生管理を徹底していきます 3 消費者は自ら食品の安全確保に取り組んでいきます 4 行政は食品の監視指導・検査体制等を充実強化していきます 5 県は緊急時における対応を整備・強化していきます 6 食に関する情報共有と相互理解を促進していきます | |

| 青森県ため池の安全・安心カアップ中期プラン | |
|--|--|
| 農林水産部 農村整備課 | 期間：2018～2024 年度 (2018 年 3 月策定、2020 年 9 月改定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内ため池の「決壊時の被害」、「堤体の劣化状況」、「堤体の強度（安定性）」を指標として防災・減災対策の優先度を判断した「ため池診断書」に基づき、ソフト対策を中心としつつ優先度に基づきため池のハード対策を進める実行計画 <ul style="list-style-type: none"> ・「ため池診断書」のため池管理者、関係市町村への配布による防災意識の向上 ・日常、豪雨時の適正管理や、ハザードマップ等を活用した情報伝達体制等の整備 ・防災・減災対策の優先度の高いため池から、詳細調査・対策工事を実施 | |

| 防災公共推進計画 | |
|---|----------------|
| 県土整備部 整備企画課 | (2014 年 3 月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組を推進するため、必要な施策について県と市町村が一体となって取りまとめたもの <ul style="list-style-type: none"> ・最適な避難場所の確保に必要な施策 ・最適な避難経路の確保に必要な施策 ・孤立した際の救援物資等の輸送手段の確保に必要な施策 | |

| 防災物流インフラ強化計画 | |
|--|-------------|
| 県土整備部 整備企画課 | (2018年9月策定) |
| ○ 大規模災害時に、避難とともに必要となる被災者への救援物資輸送を確保するため、県・市町村や関係機関と協力し選定した物資拠点間を結ぶ「防災物流強化路線」を設定し、その路線にある優先的に強化すべき脆弱箇所を、事業性や緊急性を基に選定し、強化対策箇所としてとりまとめたもの | |

| 青森県橋梁長寿命化修繕計画 | |
|---|---|
| 県土整備部 道路課 | 期間：2017～2026年度 (2008年4月策定、2017年5月改定) |
| ○ 県管理橋梁の長寿命化を図ることにより、将来にわたる維持更新コストを大幅に削減するため、「いつどの橋梁にどのような対策が必要か」を定めた計画 | |

| 青森県住生活基本計画 | |
|---|---|
| 県土整備部 建築住宅課 | 期間：2016～2025年度 (2007年3月策定、2017年3月改定) |
| ○ 住生活基本法第17条の規定に基づく都道府県計画であり、積雪寒冷地である本県の特性を反映した住宅行政の指針として策定したもの | |
| ○ 「生活創造社会につながる豊かな住生活の実現をめざして」のテーマのもと、県民の住生活の安定確保及び向上促進を図るための施策の基本方針、目標及び基本的な施策について、「住まい手」、「住環境」、「住宅関連産業」及び「住教育」の各視点から設定 | |

| 第2次青森県消防広域化推進計画 | |
|--|-------------------------------|
| 危機管理局 消防保安課 | 期間：2019～2024年度 (2019年3月策定) |
| ○ 消防組織法第33条の規定に基づき、市町村の消防の広域化を推進するため、本県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項を定めたもの | |
| ○ 自主的な市町村の消防の広域化を推進することにより、将来にわたって県民の安全・安心を守っていくための消防力を維持・確保し、持続可能な消防体制をめざす | |
| ○ 概ね10年後の消防の広域化の実現に向けて、広域化対象市町村の組合せや推進期間内の取組等を示す | |

| 青森県国土強靱化地域計画 | |
|--|---|
| 危機管理局 防災危機管理課 | 期間：概ね5年程度 (2017年3月策定、2019年8月「追補版」策定) |
| ○ 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、国土強靱化の着実な推進を図るための指針となるもの | |
| ○ 「命と暮らしを守る青森県」を目指し、県民の命を守ることを最優先に、大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な、強靱な地域づくりを推進するためのもの | |

環境分野

第6次青森県環境計画

| 環境生活部 環境政策課 | 期間：2020～2023年度 (2020年3月策定) |
|--|-------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例第10条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定 ○ 県の取組の方向を示すだけでなく、県民、事業者、学校、環境保全団体及び行政などの各主体が環境への負荷が少ない日常生活や事業活動を進めていくための役割・行動指針をも併せて示すもの | |

第4次青森県循環型社会形成推進計画

| 環境生活部 環境政策課 | 期間：2021～2025年度 (2021年3月策定) |
|--|-------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理法第5条の5及び循環型社会形成推進法第32条の規定に基づき、本県の地域性を生かした循環型社会の形成を目指し、廃棄物の適正処理と資源の循環利用を一体的に推進するための計画として策定 ○ 本県の食品ロス削減推進計画及びごみ処理広域化計画としても位置づけ ○ 本県における循環型社会の形成に向けて、各取組主体がそれぞれの役割の中で、互いに連携しながら、取組を進める重点取組を設定 ○ 一般廃棄物処理の目標（2025年度） <ul style="list-style-type: none"> 1 1人1日当たりの排出量は生活系ごみ640g、事業系ごみ300g、計940g 2 リサイクル率は行政関与分17%、民間回収分を合わせた全体分34% 3 1人1日当たりの最終処分量は85g ○ 産業廃棄物処理の目標（2025年度） <ul style="list-style-type: none"> 1 排出量は317万4千t 2 再生利用量は152万4千t 3 最終処分量は7万t | |

青森県地球温暖化対策推進計画

| 環境生活部 環境政策課 | 期間：2018～2030年度 (2011年3月策定、2018年3月改定) |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項の規定に基づき、本県における地球温暖化対策を一層推進するための指針として、行政、県民、事業者、各種団体等の役割を示す計画として策定 ○ あらゆる主体の連携・協働による、本県の地域特性を活かした、安全・安心、快適で暮らしやすい低炭素社会の形成に向け、県内における温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で31%削減することを目標とするもの ○ リーディングプロジェクト「低炭素あおりプロジェクト」により、低炭素社会の実現に向けた施策の方向性を整理 ○ 目標達成に向けて、県が今後概ね5年間、戦略的・集中的に推進する取組として、重点取組を設定 | |

| 青森県海岸漂着物対策推進地域計画 | |
|---|-------------|
| 環境生活部 環境政策課 | (2011年3月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸漂着物処理推進法第14条の規定に基づき、国の基本方針に沿って、本県における海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための計画として策定 ○ 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及び関係者の役割分担と相互協力に関する事項等を定め、地域の海岸漂着物対策の基本的な方向性を示すとともに、それぞれの対策の内容を明らかにするもの | |

| 青森県災害廃棄物処理計画 | |
|--|-------------|
| 環境生活部 環境政策課 | (2018年3月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物が人の健康や生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、平常時の備えとして、県内市町村、関係機関及び関係団体等と広域的な連携を図りながら、災害廃棄物の適正処理の確保、円滑かつ迅速な処理の推進を図るもの ○ 「第3次青森県循環型社会形成推進計画」をはじめ、国の対策指針及び行動指針等を踏まえ、「青森県地域防災計画」等との整合を図るとともに、災害廃棄物の処理に必要な基本的事項や方策を取りまとめ、具体的かつ技術的な情報を盛り込んだ実用的な計画 ○ 災害廃棄物処理対策に関して地域で取り組み、更に教育訓練を通じて人材育成に努め、より実効性のあるものに高めていくこととしている | |

| 青森県気候変動適応取組方針 | |
|--|-------------------------------|
| 環境生活部 環境政策課 | 期間：2021～2025年度 (2021年3月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 強靱で持続可能な社会を構築していくため、現時点での本県における気候変動への適応策や推進体制などを取りまとめたものであり、気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画として位置付けるもの ○ 現在取り組んでいる適応策のさらなる推進とともに、現時点において本県で特段の対応がない分野についても、気候変動の影響に備え、今後の施策に適応の考え方を組み込んでいくことが必要であることを認識する契機とする | |

| 青森県生物多様性戦略 | |
|---|-------------------------------|
| 環境生活部 自然保護課 | 期間：2014～2023年度 (2014年3月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県における生物多様性の現状と課題を整理し、生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進するために、県民を始め、様々な主体が担う役割や取組の内容などを定め、今後取り組むべき具体的施策を示す行動計画として策定 | |

| 白神山地保全・利用基本構想 | |
|--|-------------|
| 環境生活部 自然保護課 | (2007年1月策定) |
| <p>○ 構想の趣旨 「調和と永続」を基本理念に、白神山地における自然環境の保全及び利用の基本的方向と、これを実現するための基本的方策に関する総合的な構想を明らかにするもの</p> <p>○ 構想の基本的な考え方 次の5項目を柱として白神山地における保全・利用の秩序を確立するとともに、地域の振興にも資することを基本的な考え方としたもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保護管理体制の推進 2 学術研究及び環境学習の推進 3 周辺地域での地場産業の振興 4 交通基盤の整備 5 文化観光の振興 | |

| 第2期「日本一健康な土づくり」推進プラン | |
|--|-------------------------------|
| 農林水産部 食の安全・安心推進課 | 期間：2017～2021年度 (2017年3月策定) |
| <p>○ 農業生産の基本となる「健康な土づくり」に持続的に取り組み、安全・安心で高品質な県産農産物を生産拡大していくための推進方向を明示するとともに、以下の具体的な取組の推進方策や目標を定めたもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「あおり土づくりの匠」の育成・確保や新規就農者等の担い手に対する取組強化と土づくり指導者の養成 2 土壌診断に基づいた土づくり技術の励行と有機質資源を活用した土づくりの推進 3 有機農業等の環境にやさしい農業の取組拡大 4 消費者の信頼を確保するGAPの推進 5 消費者・実需者に対する健康な土づくりやエコ農産物の強力な情報発信と理解促進 | |

| 青い森再造林推進プラン | |
|--|-------------|
| 農林水産部 林政課 | (2015年1月策定) |
| <p>○ 本県のスギを主体とする人工林資源が本格的な伐採期を迎え、伐採跡地における再造林の放棄が懸念されている中、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるとともに、将来にわたり森林資源の循環利用を図るため、再造林を促進するための基本方向や推進方策などをまとめたもの</p> <p>○ 伐採から再造林までの作業の一体的な実施や、従来よりも少ない本数で造林するなど、低コスト造林技術の普及を行うとともに、関係者それぞれの役割に応じた取組を明示</p> | |

| 青森県森林・林業基本方針 | |
|--|-------------------------------|
| 農林水産部 林政課 | 期間：2019～2023年度 (2019年2月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 戦後造成された人工林資源の充実、県内への大型木材加工施設等の立地や再造林率の低迷、松くい虫被害の発生やニホンジカの侵入など、近年の本県森林・林業を取り巻く環境変化に対応していくため、当面取り組む具体的方策などを主な内容として策定 ○ 基本理念に掲げる「緑豊かな森づくりと森林資源の循環利用」の達成に向けて、「森林の持つ多面的機能の発揮」、「林業の持続的かつ健全な発展」、「県産材の安定供給と利用の確保」、「山村地域の活性化」の4つの政策・施策による実践プラン | |

| あおり環境公共推進基本方針 | |
|--|-------------|
| 農林水産部 農村整備課 | (2008年2月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境を「公共財」として位置付け、地域の協働を促進しながら、農林水産業や農山漁村の基盤づくりのための「投資」を通じて環境保全を図ることを「環境公共」と定義 ○ 当方針は、地場の資源や技術、人財の有効活用を基本とし、持続可能で地域振興に資する新しい国土づくり、社会システムづくりとして、青森県が全国に向けて提唱する「環境公共」の基本的方向や実施手法などを示したものの | |

| 青森県国土利用計画 | |
|---|-------------------------------|
| 県土整備部 監理課 | 期間：2026年（目標年次） (2017年2月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 県土利用の配分とその利用方向を定める長期計画であり、県土利用に関する行政の指針であるとともに、全国計画及び市町村計画と併せて国土利用計画体系を構成するもの | |

| 青森県土地利用基本計画 | |
|--|-----------------------|
| 県土整備部 監理課 | (1981年5月策定、2020年3月改定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 県の区域について適正かつ合理的な土地利用を図るため定めるものであり、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5地域を定めるとともに、5地域区分が重複する地域における土地利用の調整等に関する事項を定めるもの | |

| ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本方針 | |
|---|--------------|
| 県土整備部 河川砂防課 | (2002年12月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例第5条の規定に基づき、本県の森林、河川及び海岸が、農林水産業の生産活動及び人の生活と結びついて地域文化を形成していることに鑑み、すべての県民の参加の下に、ふるさとの森と川と海ができるだけ自然の状態で維持されることを基本として保全及び創造に関する施策の基本事項を定めたもの | |

教育・人づくり分野

あおもりを愛する人づくり戦略

| 企画政策部 地域活力振興課 | (2007年9月策定、2018年4月改定) |
|---|-----------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 各分野の課題に挑戦する多様な人財に共通して求められる資質、能力、マインドを備えたチャレンジ精神あふれる人財の育成をねらいとするもの ○ 自主自立の青森県づくりを進め、「生活創造社会」を実現する上で、最も基本となる人財の育成に県民総ぐるみで取り組んでいくため、人財育成の基本的考え方を明らかにするとともに、県が関係主体との連携により、めざす人財像の実現に向けて重点的に進めていく取組戦略を明示 ○ 人財育成の基本理念として、「ふるさとあおもりを愛し、ふるさとあおもりの元氣をつくる人財の育成」を掲げ、ふるさにと愛着と誇りを持ち、自ら考え、自ら行動し、ふるさとの元氣をつくるために挑戦していくチャレンジ精神あふれる人財の育成を進めていくことを明示 ○ 基本理念の実現に向け、未来を担う子どもたちや若者を「あおもりの未来をつくる人財」、地域産業や地域づくり・生業づくりの担い手を「あおもりの今をつくる人財」として、それぞれ育成していくことを基本目標に掲げ、中長期的な視点に立って具体的な取組を推進していくことを明示 | |

青森県文化振興ビジョン

| 環境生活部 県民生活文化課 | (1997年1月策定) |
|--|-------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 文化を「県民の生活にうおいや感動をもたらすもの」として広くとらえ、未来に向けて、個性的で魅力的な青森県の文化を創造するため、県が行う文化行政の基本的方向を指し示すもの ○ 青森県の文化創造の主体は一人ひとりの県民であり、行政の役割は、県民がより活発に、より伸びやかに様々な活動を展開できる環境づくりにあることを明示 ○ 対象とする領域は、生活文化、芸術文化、文化遺産、文化的な環境、文化的な産業と幅広くとらえ、更に、それぞれの領域ごとに必要性や方向性、具体的施策を例示 | |

青森県ファッション振興ビジョン

| 環境生活部 県民生活文化課 | (2000年2月策定) |
|--|-------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 21世紀におけるファッション創造・発信県をめざすために策定 ○ 「21世紀のファッションを担う人づくり」、「豊かなファッション活動の場づくり」、「多様なファッション交流の促進」に努めるもの ○ ファッション関連産業の形成に当たり、受発信機能の整備、素材などのリソース・関連分野の連結、ファッション関連業種の集積、社会に貢献する視点が重要であることを明示 | |

| 第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画 | |
|---|-------------------------------|
| 環境生活部 青少年・男女共同参画課 | 期間：2018～2022年度 (2018年3月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定する「都道府県子ども・若者計画」として、子ども・若者の育成支援に関する県の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画 ○ あおもりの未来を担う人財である子ども・若者の成長と自立を支援していく社会づくりを目指し、関係機関及び県民が一体となって取り組んでいくための指針として、5つの基本目標及び15の重点目標に沿って施策の取組方向を示すもの | |

| 第4次青森県食育推進計画 | |
|--|-------------------------------|
| 農林水産部 食の安全・安心推進課 | 期間：2021～2025年度 (2021年3月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 食育基本法第17条の規定に基づき、県民の健康で活力に満ちた「くらし」と持続可能な「食」の実現を目標に、本県の特性を生かした食育を総合的かつ計画的に継続して推進するための指針として策定 ○ 次の3点を基本方向とし、多様な関係者の連携・協力を強化し食育に取り組む <ol style="list-style-type: none"> 1 ライフステージや暮らし方・働き方に対応した食育の推進 2 健康で充実した食生活の実現 3 青森の食を支える環境づくり | |

| 青森県若手農業トッパーナー育成方針 | |
|---|-------------|
| 農林水産部 構造政策課 | (2008年3月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 「攻めの農林水産業」を担う柔軟な発想と大胆な行動力を持った若手農業者（トッパーナー）を育成するために策定 ○ 本県が目指す若手農業トッパーナーの姿 人財育成の目標像は次の3つとして、将来的な農業所得は1,000万円程度が目標 <ol style="list-style-type: none"> 1 青森県の各地域が地域力を発揮し、新たな付加価値を創造して自立した地域農業を実現させ、これを次世代へと引き継いでいく、自ら構想し、行動し、自立していく力強い若手農業者 2 斬新な発想の源となる知識や経験の蓄積に積極的に取り組み、新たな付加価値を創造し、ビジネスチャンスを生み出していく発想力を備えた若手農業者 3 農業経営分析の基礎となる経理会計力を兼ね備えた総合的能力の高い若手農業者 | |

| 青森県教育振興基本計画 | |
|---|-------------------------------|
| 教育庁 教育政策課 | 期間：2019～2023年度 (2019年1月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育基本法第17条第2項の規定に基づく、県の教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ○ 本県が抱える教育課題について、教育委員会と知事部局が密接に連携し歩調を合わせて取り組むため、「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」のうち、教育関連部分を青森県教育振興基本計画とするもの | |

| 青森県特別支援教育推進ビジョン | |
|--|-----------------------------------|
| 教育庁 学校教育課 | 期間：2019～2028 年度 (2019 年 2 月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援学校学習指導要領等の改訂等を踏まえ、インクルーシブ教育システムを構築するため、今後の本県特別支援教育の方向性を示し、更なる充実・発展を図るもの ○ 基本方針 <ol style="list-style-type: none"> 1 特別支援学校のセンター的機能の充実・強化 2 教職員の専門性の維持・向上 3 特別支援学校の学習環境の充実 4 キャリア教育・職業教育の充実 5 特別支援学校と地域等との連携推進 | |

| 青森県子ども読書活動推進計画（第四次） | |
|--|-----------------------------------|
| 教育庁 生涯学習課 | 期間：2020～2024 年度 (2020 年 2 月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの読書活動の推進に関する法律第 9 条の規定に基づく子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画 ○ 基本方針 <ol style="list-style-type: none"> 1 子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進 2 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実 3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発 | |

| 青森県スポーツ推進計画 | |
|--|--|
| 教育庁 スポーツ健康課 | 期間：2016～2021 年度 (2016 年 3 月策定、2019 年 3 月改定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ スポーツ基本法第 10 条の規定に基づき策定 ○ 県や市町村、関係団体が連携し、本県のスポーツ振興を継続的・計画的に推進することにより、県民の生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現を目指すもの ○ 重点項目 <ol style="list-style-type: none"> 1 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 2 学校や地域における子どものスポーツ機会の充実 3 地域のスポーツ環境の整備・充実 4 競技スポーツの推進 5 スポーツによる地域の活性化 | |

| 青森県スポーツ振興基盤整備計画 | |
|---|--------------|
| 教育庁 スポーツ健康課 | (2011年10月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ ライフステージを通じてスポーツに親しむことができる「豊かなスポーツライフ」の創出に向け、子どもから大人まで県民だれもが生涯にわたって主体的にスポーツに親しめる環境（＝スポーツ振興基盤）整備に係る考え方・方向性を取りまとめたもの ○ 計画の視点 <ol style="list-style-type: none"> 1 競技力向上に向けた人財（選手・指導者）の育成 2 スポーツを通じた地域づくりの推進 3 県有体育施設の計画的な整備推進 | |

| 青森県学校保健推進計画（第3次） | | | | | | | | | |
|--|-------------------------------|---------------|-----------------|-----------------|------------------|--------------|--------------------|--------------|---------------|
| 教育庁 スポーツ健康課 | 期間：2019～2023年度 (2019年2月策定) | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒が自らの体力や健康に関心を持ち、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康・安全で活力のある生活を送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む健康教育の充実を目指すもの ○ 重点項目 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 学校保健推進体制の確立</td> <td style="width: 50%;">5 心の健康問題への対応の推進</td> </tr> <tr> <td>2 望ましい生活習慣定着の推進</td> <td>6 アレルギー疾患への対応の推進</td> </tr> <tr> <td>3 感染症予防対策の推進</td> <td>7 その他の慢性疾病等への対応の推進</td> </tr> <tr> <td>4 性に関する指導の推進</td> <td>8 子どもの傷害予防の推進</td> </tr> </table> | | 1 学校保健推進体制の確立 | 5 心の健康問題への対応の推進 | 2 望ましい生活習慣定着の推進 | 6 アレルギー疾患への対応の推進 | 3 感染症予防対策の推進 | 7 その他の慢性疾病等への対応の推進 | 4 性に関する指導の推進 | 8 子どもの傷害予防の推進 |
| 1 学校保健推進体制の確立 | 5 心の健康問題への対応の推進 | | | | | | | | |
| 2 望ましい生活習慣定着の推進 | 6 アレルギー疾患への対応の推進 | | | | | | | | |
| 3 感染症予防対策の推進 | 7 その他の慢性疾病等への対応の推進 | | | | | | | | |
| 4 性に関する指導の推進 | 8 子どもの傷害予防の推進 | | | | | | | | |

| 青森県文化財保存活用大綱 | |
|---|-------------|
| 教育庁 文化財保護課 | (2020年3月策定) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における文化財の総合的かつ計画的な保存及び活用を図るため、県全体の文化財の保存・活用に関する基本的な方向性を明確化し、県内における各種の取組を進めていく上での共通の基盤とするもの ○ 主な記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 青森県文化財保存活用大綱策定の背景と目的、大綱の位置付け ・ 青森県の文化財の保存・活用に関する基本的な方針 ・ 文化財の保存・活用するために講ずる措置 ・ 各市町村への支援方針 ・ 防災・防犯・災害発生時の対応 ・ 文化財の保存・活用の推進体制 | |

青森県立高等学校教育改革推進計画

教育庁
高等学校教育改革推進室

基本方針：2018年度からおおむね10年間
(2016年8月策定、2020年8月改定)
第1期実施計画：2018～2022年度
(2017年7月策定)

- 社会の急速な変化や生徒数の更なる減少等を踏まえ、将来、高等学校教育を受けることとなる子どもたちのための教育環境の充実に向け、2018年度以降の県立高等学校教育改革に関する基本的な方向性を示す基本方針と、2018～2022年度までの具体的な学校規模・配置等を示す第1期実施計画を策定し、高等学校教育改革に取り組むこととしたもの
- 基本方針
 - 1 学校・学科の充実
 - 2 学校規模・配置の方向性
 - 3 魅力ある高等学校づくり
 - 4 県民の理解と協力の下での県立高等学校教育改革の推進
- 第1期実施計画
 - 1 学校・学科の充実
 - 2 学校規模・配置
 - 3 県民の理解と協力の下での県立高等学校教育改革の推進

計画の推進

| 青森県行財政改革大綱 | |
|--|---|
| 総務部 行政経営課 | 期間：2019～2023年度 (2008年12月策定、2018年12月改定) |
| <p>○ 「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」に基づく各施策の戦略的な推進に向けて、時代の変化とともに高度化・複雑化する諸課題に的確に対応するため、県行財政のめざす姿を次のとおり設定し、改革に取り組むもの</p> <p>1 徹底した業務改革を行い、生産性の向上に挑み続ける青森県 ～業務プロセスの改革、内部統制体制の確立～</p> <p>2 地域の多様な主体との連携・協働を進める青森県 ～県民との連携・協働、分権型社会の推進～</p> <p>3 将来にわたり持続可能な行財政基盤を確立する青森県 ～職員力の向上・執行体制の強化、安定的な財政運営の実現～</p> | |

| あおり ICT 利活用推進プラン | |
|--|-------------------------------|
| 商工労働部 新産業創造課 | 期間：2019～2023年度 (2019年3月策定) |
| <p>○ ICT利活用の推進のために県内の官民全体で共有すべき指針、「官民データ活用推進基本法」に基づく「都道府県官民データ活用推進計画」及び「青森県基本計画」を踏まえたICT分野の個別計画という位置づけ</p> <p>○ 4つの基本方針（「安全・安心、健康」を支えるICT、「産業・雇用」を支えるICT、「行政経営」を支えるICT（官民データ活用）、ICT利活用を支える「基盤の整備、人財の育成・確保」）で構成</p> <p>○ 外部有識者の意見を活用しながら、庁内に設置しているIT戦略推進委員会を中心に、プラン全体の進行管理を行う</p> | |

| 第4次あおり男女共同参画プラン21 | |
|--|-------------------------------|
| 環境生活部 青少年・男女共同参画課 | 期間：2017～2021年度 (2017年2月策定) |
| <p>○ 男女共同参画社会基本法第14条及び青森県男女共同参画推進条例第8条の規定に基づく県の男女共同参画の推進に関する基本計画</p> <p>○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第1項の規定に基づく県の女性活躍推進に関する計画</p> <p>○ 男女共同参画社会の実現に向けて県が取り組むべき具体的目標と施策の方向を示すもの</p> | |